

製品安全 4 法改正を踏まえた 制度整備について

令和 6 年10月23日
産業保安・安全グループ^o
製品安全課

前回の審議会における主な議論

- 前回の審議会において、以下のような議論を頂いたところ。

<子供用特定製品に係る措置>

- 3歳未満向けの玩具については、早期に規制の対象とすべき。
- 玩具における事故は3歳以上でも発生しており、6歳までに対象を広げることも今後検討すべき。
- 3歳までを対象とした場合でも事業者が製品の対象年齢を上げて回避しないように、同種の製品がどうなっているかなどでチェックが必要。
- 玩具のみならず、育児・保育に関わる幅広い製品を規制の対象にすることが重要。対象年齢等の注意喚起による効果が高いものは子供用特定製品に指定する必要性が高い。国内の生活環境や使用状況にあった基準が必要。
- 消費者に認知されやすいマークが大事。子供の祖父母など高齢者も見やすい字の大きさ等も考慮すべき。アルファベットのマークはありふれているため、イメージの湧きやすいイラストの方が良いのではないか。
- 子供の保護者への製品事故の危険性の周知、託児所等への周知啓発も重要。製品側で100%の安全確保はできないため、消費者自身も安全な使い方を自ら考えて行動することが重要。
- 子供用特定製品の規制の方法等について、この規制手法で良かったのか、あとから検証してほしい。
- 法律の施行前に製造・輸入された製品を販売できる措置について、小売現場で混乱のないようにしてほしい。
- 子供用製品は、中古品が流通しやすいもの。中古品の安全確保についても留意いただきたい。

<海外事業者に係る措置 等>

- 国内管理人の基準は、形式的に対応できてしまうものではなく、実効性が高まるような基準を検討してほしい。
- 重複した書類提出の排除、デジタルの活用等、事業者の負担軽減の工夫も検討してほしい。
- 米国ではオンラインモール事業者のリコール責任の議論もあり、海外動向も踏まえて国内制度を検討すべき。
- ジェットロ等を通じた周知や多言語でのウェブサイト作り、QRコードによる情報アクセスなどを検討してほしい。

3 歳未満向け玩具について

3歳未満向け玩具の特定製品及び子供用特定製品への指定について

- 誤飲・窒息のおそれが顕在化しており早急に対応が必要な**3歳未満向け玩具**を、**まずは特定製品及び子供用特定製品に指定**する。その他の製品についても、指定の必要性について引き続き検討していく。
※規定の書きぶりは案

特定製品への指定について

特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一に次の一号を加える。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

※ 玩具は日本国内の6～7割が（一社）日本玩具協会が運営する規格を取得しており、業界の自主的な取組により既に一定程度の安全性基準が遵守されている。また、玩具はグローバルな市場で類似の製品が世界中に出荷されているところ、多くの諸外国で既に玩具に対する規制が敷かれており、各国へ輸出するにはこうした各国の基準を満たさなければ販売ができず、一定の安全性が確保されているものと考えられることから、特別特定製品への指定はしないこととする。

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第十三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

※ 子供が長時間接することが想定される3歳未満向けの玩具は、予想のつかない乱雑な使用状況にさらされることが十分に想定されるため、技術基準へ適合する安全な製品を設計することに加えて、危険な使い方を防止するための正しい使用方法に係る警告を消費者である保護者等に適切に伝える必要性のある製品と認められることから、子供用特定製品に指定する必要がある。

<改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

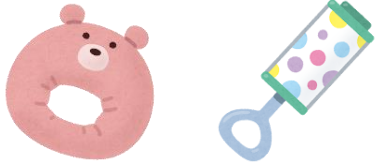
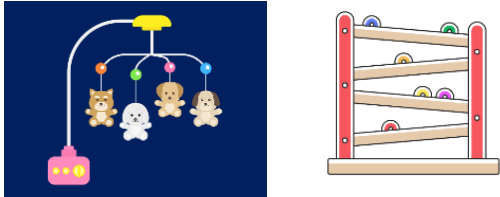
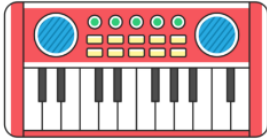
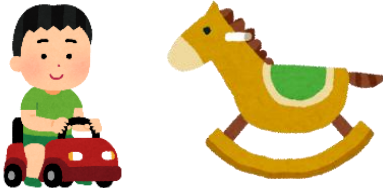
2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3（略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

(参考) 3歳未満向け玩具について

- 3歳未満向け玩具には以下のような製品がある。

主たる用途	概要	製品イメージ
かむ・なめる	乳幼児の口に入れやすい形状で、口唇に刺激を与えるような凹凸やひも等がある製品もある。	
つかむ・握る・押す・引く	つかむ、握る、振る、投げるといった動作を楽しませるため、複数のパーツを積み上げたり、はめ込んだりさせる製品や、人や動物を模した製品もある。	
視覚に働きかける	視覚的な刺激により楽しませるもので、複数の装飾がつり下げられて回転する製品や、転がり落ちるボールを目で追う製品もある。	
聴覚に働きかける	効果音やメロディ、言語を音で聞くことを楽しむもので、楽器を模した製品やボタンを押すと音が出る製品もある。	
体を支える	立ち上がった姿勢や歩く姿勢を助ける製品や、上に乗り、揺らしたり動いたりすることを楽しむ製品もある。	

3歳未満向け玩具の技術基準について

- 子供の生命又は身体に対する危害を防止するため、国際規格や諸外国の例を踏まえ、以下のような項目に係る技術基準を設けることが必要ではないか。

＜技術基準案のイメージ＞

- 子供の使用に耐える強度や安定性があること
- 縁、突起、ひも、可動部分等について、身体的な損傷のおそれがないこと
- ひもによる首しまり、小部品の誤飲等による窒息のおそれがないこと
- 子供が中に閉じ込められるおそれがないこと
- 発射体による身体的な損傷のおそれがないこと
- 火傷のおそれがないこと
- 聴力を損なうおそれがないこと
- 可燃性の高い素材を使用しないこと 等

技術基準に整合的な規格について

- 消安法では、技術基準を性能規定化しており、要求性能を満足することは事業者自身が客観的データ等に基づいて確認することとなる。その際に、要求性能を満たすことを確認することが可能な参考となる規格を「整合規格」として解釈において示している場合があり、この運用を参考とする。
- 玩具の物理的な安全規格は、国際規格であるISO8124※¹に加え、欧州において事実上、法的な拘束力をもつEN71※²、米国において法的な拘束力を持つASTM F963※³が存在する。
- これらの規格は、シンガポールやオーストラリア（生後36箇月以下のみ）においても、法的な拘束力を持つ規格として認められているほか、ISO8124-1、EN71-1、ASTM F963の比較版がISO8124-9という技術文書※⁴として公表されているなど、国際的に広く認知され、利用されている。
- 日本においても、例えば、（一社）日本百貨店協会が発行する玩具の安全性に関するガイドブックにおいて、玩具の安全性を計る規格としてEN71とASTMが紹介されており、国内の販売店等で玩具の安全性を確認するための一つの目安になっているといえる。また、ISO8124、EN71等の規格を踏まえて作成されている民間基準も存在する。
- こうした実態を踏まえ、ISO8124、EN71、ASTM F963を玩具の技術基準に適合する整合的な規格として明示する方向としてはどうか。

※ 1 玩具の安全性に関する国際規格。

※ 2 欧州の玩具の安全性に関する規格であり、欧州内ではこれに適合する玩具でなければ販売することができない。

※ 3 米国の玩具の安全性に関する規格であり、米国内ではこれに適合する玩具でなければ販売することができない。

※ 4 Technical Report。一般に国際規格(IS)又は技術仕様書(TS)として発行される文書とは異なる種類の収集データを含めた文書。

3歳未満向け玩具の使用年齢基準及び注意表示について

- 子供の生命又は身体に対する危害を防止するため、諸外国の例を踏まえ、以下のような使用年齢基準及び注意表示を定めることが必要ではないか。

＜使用年齢基準案のイメージ＞

- 合理的な根拠に基づくものであること
- 広告における対象年齢に矛盾しないこと
- 類似する多くの製品に設定された対象年齢に矛盾しないこと
- 子供の保護者等が合理的に推測できる年齢に矛盾しないこと

※「広告」には、店頭ポップやテレビ・WEB等による広告のほか、商品パッケージにおける商品広告も含むことを想定している。

＜警告表示案のイメージ＞

対象の区分	使用に関して注意を促すための文言
全てのもの	使用年齢基準に適合する年齢の子供が使用する旨 子供の一人遊びは危険であり、保護者が見守る旨
水上で使用することを意図したもの	子供が立つことができる深さの水上で使用する旨
ゴム製の風船	膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにすべき旨
長いひも	ひもで首を絞める可能性がある旨
揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に取り付けることを意図したもの	つりひもなどにかからまって怪我をすることがないように、子供がつかまり立ちを始める前に取り外すべきである旨
ヘルメット、帽子又はゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

法施行前に製造、輸入された製品の取扱いについて

- 玩具は、改正法の施行前に製造・輸入され、既に販売店等の在庫として市場に存在する製品について、全てを回収し、マーク等の表示の貼り替えを求めることは困難であることから、**施行前に製造・輸入された玩具については、販売規制を適用しないこととすることを検討**しているところ。
- このため、法施行後一定期間は、**施行前に製造等された製品（PSマーク等なし）** と **施行後に製造等された製品（PSマーク等あり）** が並存する期間が存在することとなる。
- 小売現場における混乱を防ぎ、販売業務に当たる店員や消費者に正しい情報を発信していく観点から、以下のような事項を整理し、小売り現場向け・消費者向けに発信していくことが必要ではないか。
 - **PSマーク等の表示がない法施行前製造等製品を販売しても違法に当たるものではないことの明確化（販売規制の対象外であることの周知、施行前製造等を証明するエビデンスの例示**
例：仕入れ日のある契約書、製造時期が特定の製品、STマークによる確認含むメーカー等への確認 等）
 - **PSマーク等の表示がなくとも一定の安全性が確保された製品があることの発信**
（STマーク/CEマークの表示製品はISO/EN基準を踏まえた製品であることの発信 等）
- 上記のような状況の中で、販売事業者が不必要に製品を売り控え、損失を被ることがないよう、製造・輸入事業者側で問合せがあれば丁寧に対応する体制を整えることや、正しい情報をしっかりと周知していくことも必要ではないか。

<令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

③制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置

特に玩具における流通実態を踏まえると、こども用の製品について制度導入以降であっても、市場には多くの制度導入以前に製造・輸入された製品の在庫（店頭在庫・流通在庫）が存在していることが想定される。また、現状の古い玩具の流通実態を踏まえると、「アンティーク」に近い概念として、古い玩具が市場や消費者から一定の評価を受け販売されていくといったことも想定される。

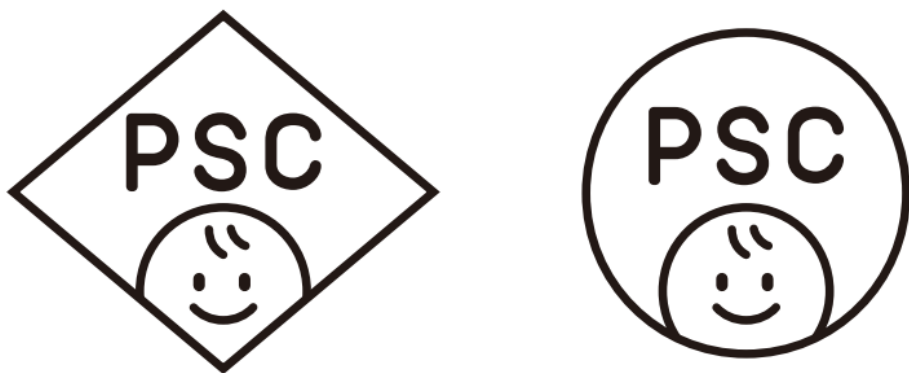
こうした特有の流通実態を踏まえると、制度導入以降であっても、制度導入前に製造・輸入されたこども用の製品については各種措置の対象外とする方向で検討を進めることが適切である。

その他

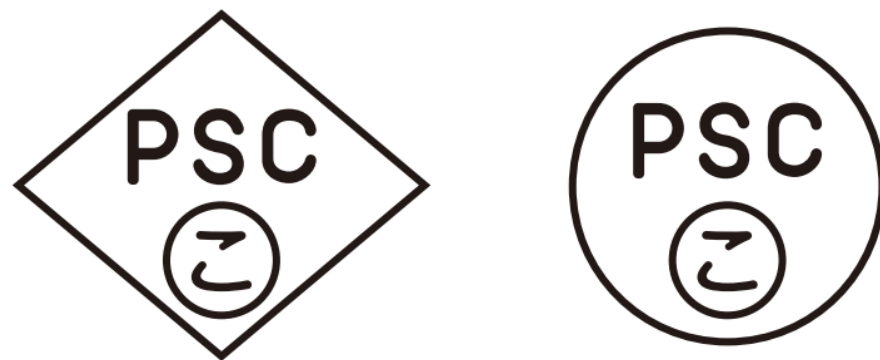
子供用特定製品のマーク（イメージ）

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークについて、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークが必要である。

案 1



案 2



乳幼児用ベッドの子供用特定製品への指定について

- 消安法の中で既に規制の対象としている製品のうち、その用途が一定の月齢以下の子供用である製品として、乳幼児用ベッド※が存在する。主に生後24箇月以内の乳幼児を寝かせるために使用される製品を規制の対象としており、子供用の製品であるといえる。
※昭和51年に消安法の規制の対象に指定され、現在も特別特定製品に指定。
- 乳幼児用ベッドにおいては、近年でも**乳幼児用ベッドに寝かせていた乳幼児が落下して重傷**を負うなどの事故が発生しており、こうした事故を防止するためには、子供が足を掛けて簡単に乗り越えられないような柵の構造等の**技術基準への適合**に加え、つかまり立ちをする月齢からは床板を最下部に下げることなど、**正しい使い方を消費者に理解いただくことも重要**である。
- 今般、法律において、子供の安全確保のために子供用の製品を規制する「子供用特定製品」の枠組みを創設したこと、また、乳幼児用ベッドは技術基準に加えて正しい使用方法を理解いただくことが重要な製品であることも踏まえ、乳幼児用ベッドを特別特定製品に加えて、**子供用特定製品にも位置付けることが適当**ではないか。

※規定の書きぶりは案

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）

今後のスケジュール

今後のスケジュール（想定）

令和 6（2024）年 6 月 26 日

改正製品安全 4 法公布

＜政省令等の改正・整備＞

令和 6（2024）年 8 月 27 日

消費経済審議会・産業構造審議会

令和 6（2024）年 10 月 23 日

消費経済審議会・産業構造審議会【本日】

政令（対象製品の指定等）・省令（基準等整備）改正

その他必要な規定類の整備 等

⇒業界等を含めた周知（説明会等の実施） 等

令和 7（2025）年 12 月 ＜P＞

改正製品安全 4 法施行（公布日から 1 年 6 箇月以内）